

●香川県選挙管理委員会告示第67号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により繰上投票を行わせる投票区及びその投票の期日を次のとおり定める。

平成29年10月20日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

市町名	投票区名	投票の期日
多度津町	第15投票区（高見） 第16投票区（佐柳本浦） 第17投票区（佐柳長崎）	平成29年10月21日（土） 午前6時から午後4時まで